



長野県報

10月20日(木)
平成28年
(2016年)
第2818号

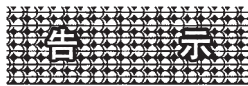
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	3
------------------------------------	---



長野県告示第580号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年10月20日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
社会福祉法人光和福祉会
- 2 事業の種類
地域密着型特別養護老人ホーム(仮称)光和・五分一及び小規模多機能型居宅介護事業所(仮称)光和・五分一整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県長野市大字高田字高田沖地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
地域密着型特別養護老人ホーム(仮称)光和・五分一及び小規模多機能型居宅介護事業所(仮称)光和・五分一整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
起業者である社会福祉法人光和福祉会は、本件事業の遂行について理事会の承認を得ており、必要な財源措置を講じているため、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する長野市の保健福祉第6ブロック(以下「当地域」という。)において、近年要介護者数の増加率は高いものとなっており、特別養護老人ホーム又は居宅介護事業所(以下「施設」という。)の利用希望者は増加傾向にある。しかし必要な施設の整備が間に合っておらず、多くの待機者が出ている。そのため、施設整備は当地域において喫緊の課題となっている。

本件事業は、上記のような理由から、適正な規模の用地を確保して地域密着型特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を整備するものである。

本件事業の施行により、以下の効果が期待できる。

(7) 地域密着型特別養護老人ホーム

起業地の存する地区には現在特別養護老人ホームが存在しないが、本件事業によって特別養護老人ホームを整備することで、周辺の高齢者の受け入れが可能となり、待機者数を減らすことができる。また、その利用者の家族も通いやすい環境が整う。さらに、節分又は敬老の日のお祝い会などの行事を実施したり地域の育成会の行事などにも参加するなど、地域密着の介護を行うことから、地域間交流の活性化にも寄与する。

(4) 小規模多機能型居宅介護事業所

当地域の高齢者が、今後はより馴染みの場所で馴染みのスタッフから継続して生活の支援を受けられるようになるため、利用者又はその家族の負担の軽減に繋がる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業により建設される建物は低層であり、外周に緑地及び駐車場を配置し周辺建物との接近を避けるなど、日照に配慮されている。また、本件事業に係る起業地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野

生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、施設利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された二つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、要介護者数が増加し施設の利用希望者が増える一方で、施設の整備が間に合っておらず待機者数が多い当地域においては、必要な施設整備が喫緊の課題となっている。また当地域をはじめ長野市においては、今後も更なる高齢化の進展により介護需要が増大すると予想される。以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
長野市役所第二庁舎1階保健福祉部介護保険課

地域振興課

長野県告示第581号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年10月20日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山226番地1	平成31年10月31日

医療推進課

長野県告示第582号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年10月14日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年10月20日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
一般社団法人 長野県建築士会須高支部長	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F	長野市緑町1605-14 長野ダイヤモンドビル1F 一般社団法人 長野県建築士会須高支部

会計課

長野県北信建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年11月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月20日

長野県北信建設事務所長 荻野厚

1 路線名 117号

2 供用を開始する区間

中野市大字穴田字橋場5番の3地先から

中野市大字永江字向原2039番の2地先まで

3 供用を開始する期日

平成28年10月21日午後2時

道路管理課